

鈴鹿市桜の森公園内
飲食（薬膳）施設建設設計業務委託
募集要項

令和 7 年 4 月

鈴鹿市

1 業務委託目的

桜の森公園内へ、学校法人鈴鹿医療科学大学が運営し、一般社団法人日本薬膳学会が監修する「薬膳」を提供する飲食施設を整備するために、高い技術力と豊かな経験を持つ設計者を選定することを目的とします。

上記目的を達成するにあたり、価格のみでなく、建築設計に関する高い専門性や技術力、企画力等を経験や実績も踏まえて総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、プロポーザルでの事業者選定を行います。

ただし、契約後の業務においては、本公募型プロポーザルにて提案された内容を全て採用するものではなく、発注者の指示を優先して、内容を決定していきます。

2 事業の概要

(1) 事業名

鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 発注者

鈴鹿市（担当課：鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課）

(4) 業務内容

鈴鹿市桜の森公園内

飲食（薬膳）施設建設設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」）のとお

り

- ①各種調査（測量調査、地質調査等）

- ②基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務

- ③各種申請書の作成及びその協議

(5) 建設予定地

- ①南玉垣町字東鼻野 3500 番 5、岸岡町字北新田 2070 番 1

- （桜の森公園敷地内）

- ②敷地面積：公園面積 73,479.40 m²のうち約 350 m²程度で計画

- ③用途地域：第 1 種中高層住居専用地域

- 準工業地域

- ④防火地域：指定なし

- ⑤その他：建築基準法第 22 条区域

(6) 施設整備スケジュール (予定)

スケジュール	内容
令和7年6月～令和8年3月	基本・実施設計【今回の業務】
令和8年6月～令和8年11月	建設工事
令和8年11月～令和9年3月	営業準備期間（厨房設置等）
令和9年3月～4月	営業開始

(7) 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

(8) 提案上限額

7,959,600円（消費税及び地方消費税を含む）

※本提案にあたり下限額は設定しないものとします。

(9) 契約書

発注者それぞれと契約書を作成します。

(10) 契約保証

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければなりません。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、市を被保険者とする履行保証保険契約又は市を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を市に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(11) 支払い

成果物の引渡し後、一括払いとします。

ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年規則第18号）第41条に基づき、前払金を請求することができます。

(12) 費用の負担

ア 発注者の負担

上記（8）提案上限額を限度とし、かつプロポーザルにおける提案価格を超えない金額とします。

※設計業務には、設計費のほか、地盤調査費、その他施設の整備に必要な費用を含みます。

イ 受注者の負担

（ア）受注者は、本業務が完了するまでの間、当該契約に係る費用を負担してください。

（イ）完成図書の作成費用は、受注者の負担となります。

(13) 資料提供

本事業の参加者に対し、桜の森公園における整備事業に係る設計図書

等の閲覧を認めます。

なお、閲覧については、事前に事務局に連絡し、指示を仰いでください。

(14) 事務局

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課 管理グループ

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL : 059-382-9025

FAX : 059-382-7615

Mail : shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

3 参加者の資格要件

参加者は、参加資格確認申請書提出日から、下記6（4）の資格審査の結果通知予定日までの期間において、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）のうち、建築関係コンサルタント（部門「建築一般」）に登録されており、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていること。
- (2) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 管理技術者は、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者（3か月以上継続して雇用している）で、提案する建物に応じた建築士法第2条による建築士を配置すること。
- (7) 照査技術者の配置は要しない。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失います。

- (1) 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべ

- き事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- (4) 審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- (5) 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。
- (6) 見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続等のスケジュール

項目		日程
1	公募開始	令和7年4月14日（月）
2	参加表明書 提出期限	令和7年4月25日（金）
3	質問書 提出期限	令和7年5月19日（月）
4	質問書に対する回答	令和7年5月23日（金）まで ※順次 鈴鹿市公式ウェブサイトで公表
5	参加資格確認結果通知	令和7年5月1日（木） ※欠格のみ通知
6	提案書 提出期限	令和7年5月30日（金）
7	選定審査（必要に応じてヒアリング）	令和7年6月上旬～中旬（予定）
8	プロポーザル選定結果通知	令和7年6月中旬（予定）
9	契約締結	令和7年6月下旬～7月上旬（予定）

(1) 募集要項等の公表・配布

- ア 公表 令和7年4月14日（月）
- イ 公表等の方法 鈴鹿市公式ウェブサイトに掲載

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和7年4月25日（金） 午後5時
- イ 提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メールにより事務局あて提出（期限内必着）
- ※ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。

ウ 提出書類

- ・参加表明書兼誓約書（様式1）
- ・建築士事務所登録が確認できる書類の写し
建築士事務所登録通知書等
- ・管理技術者及び主任技術者の資格が確認できる書類の写し

建築士免許証または建築士免許証明書

所属がわかる健康保険証等

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式3）

（3）質問の受付と回答

ア 提出期限 令和7年5月19日（月） 午後5時

イ 提出方法 質問書（様式2）に質問を記入の上、事務局あてファックスまたは電子メールにて提出

ウ 回答 令和7年5月23日（金）までに、順次鈴鹿市公式ウェブサイトにて公表

（4）提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月30日（金） 午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出

（郵送の場合、期限内必着）

ウ 提出書類 下記書類を A4 ファイルに取りまとめ（A3 サイズの書類は折り込んで）、6部提出（正本1部、副本5部）

- ・提案書提出届（様式4）

- ・業務実績一覧（様式5）

設計業務実績が確認できる書類の写し

（確認申請、設計契約書、図面等の写し）

- ・提案書（A3判片面横2枚）

※図面やパース等を用いて分かりやすく表現してください。

※文字は10.5ポイント以上の大きさとし、読みやすいように配慮してください。

※図や表に注釈を付す場合は、文字の大きさは8ポイント以上としてください。

※提案者が特定できるような事務所名等は記載しないでください。

※事務所名等が分るような記載がされている場合は、事務局にて当該部分が分からないように処理します。

- ・価格提案書（様式6）

6 審査及び優先交渉権者の決定

（1）審査体制

選定に係る審査は、鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託プロポーザル審査委員会（非公開）が行います。

（2）審査方法

提案書等について、必要に応じてヒアリングを実施した上で、提案書等審

査基準に基づき、審査を行います（詳細は、「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託 公募型プロポーザル選定要領」参照）。

（３）提案項目

ア 周辺環境及び施設用途と調和したデザインの提案

- ・公園施設として、桜の森公園の雰囲気への調和について（計画上の配慮・工夫など）
- ・薬膳を提供する飲食店としてふさわしい魅力的なデザインについて
- ・市の伝統工芸品の活用及び企業版ふるさと納税寄附企業の紹介について

イ 施設利用者及び公園利用者の利便性や快適性の提案

- ・施設利用者が使いやすい施設について
- ・施設管理者（従事者）が使用及び管理しやすい施設について
- ・他の公園利用者への配慮について
- ・多目的な利用（講座等の開催）に関する考えについて

ウ 環境負荷低減及び省エネルギー等の考え方

エ コスト縮減の考え方

- ・建設費縮減について
- ・維持管理費等縮減について

オ 業務の成果物等の品質確保、業務の進め方と取組体制についての提案

- ・業務の取組体制及び進め方について
- ・成果品の品質向上について

（４）審査結果の通知及び公表

審査結果は、各企画提案者に書面で通知するとともに、鈴鹿市公式ウェブサイトにおいて公表します。

７ 契約

（１）契約の締結

優先交渉権者と市は、速やかに契約のための諸条件や仕様内容の確認調整を行い、市が指示する期間内に上記２（８）「提案上限額」の範囲内による見積書を提出してください。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとします。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により契約締結段階で項目を追加、変更及び削除することがあります。また、これにより参考見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。

また、上記 6 による優先交渉権者の次点の提案者に対しては、優先交渉権者が契約に際し参加資格要件を満たさなくなった、辞退した場合等、契約ができない場合は、契約交渉相手として発注者から連絡することがあります。

なお、上記 3 による参加資格に関する諸条件は、契約に際しても同様に確認を行うものとします。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約変更

契約の変更は、原則行いません。ただし、市側のリスクに起因する事由又は事業者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがあります。

8 その他

(1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とするため、模型やパネル等の使用は控え、パースを使用する場合も簡易なものとしてください。

(2) 提出された提案書等は返却しません。

(3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めません。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではありません。

(4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成する場合があります。

(5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しません。ただし、情報公開請求により、提案書等を開示する場合があります。

(6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めません。

(7) 公募が公正に実施することができないと認められる場合やその他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、または取り止めることがあります。また、これにより応募者が支出した費用等については、一切補償しません。